

令和7年度苅田港航行安全管理業務

特 記 仕 様 書

令和 7年 4月
国土交通省九州地方整備局
苅田港湾事務所

1. 業務概要

本業務は、苅田港航路浚渫工事の実施にあたり、工事の安全と円滑な遂行及び付近を航行する船舶の安全確保のため、工事に関する情報、航行船舶の情報、気象海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を工事関係者及び通航船舶等に速やかに伝達するものである。

2. 業務場所

福岡県京都郡苅田町地先

3. 履行期間

契約締結日から令和7年7月31日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日及び祝日は休日として設定している。

4. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
苅田港航行安全管理業務	航行安全管理業務	式	1	

5. 支給材料及び貸与物件(貸与・提供資料)

貸与物件 なし

また、下記資料について提供する。

・令和4年度 苅田港船舶航行安全検討業務 報告書(令和4年9月)

なお、対象工事等の契約図書については、当局職員より提供するものとする。

6. 業務仕様

6-1 総 則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 令和7年3月)の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

6-2 一般事項

- (1) 管理技術者等は、安全に留意し、事故等が発生しないよう十分注意しなければならない。
- (2) 管理技術者は、当局職員と十分に打合せを行い、当局職員が提示する工事計画、工事実施状況及び発注者が関係機関と調整を行った事項を十分把握したうえで、業務を行わなければならない。
- (3) 管理技術者等は、業務の実施状況を常に把握し、当局職員が業務状況を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

6-3 業務の内容

- (1) 業務内容については以下のとおりとし、必要に応じて情報収集・伝達方法について当局職員と協議するものとする。なお、詳細については別紙-1によるものとする。
また、報告様式は別紙-2～別紙-4によるものとする。
 - 1) 苅田港航路浚渫工事に関する情報収集
工事関係者より工事の予定及び実施情報(作業内容、作業時間、作業船の稼働状況、作業船等の配置状況及び可航幅の確保状況等)の情報を収集しなければならない。
 - 2) 通行船舶に関する情報収集
工事作業区域及び周辺海域における通航船舶の動静に関する情報を収集しなければならない。
 - 3) 気象・海象等に関する情報収集
工事実施期間中の気象・海象等に関する情報を収集しなければならない。
 - 4) 作業船の運航調整の検討及び伝達
1)、2)、3)により得た情報を総合的に分析し、必要に応じて作業船の運航調整に関する検討を行い、工事関係者及び通航船舶へ一元的な伝達を行わなければならない。
 - 5) 緊急時における情報収集及び伝達
海難事故等の緊急時における情報を収集し、関係者へ伝達すると共に海難事故情報の分析を行わなければならない。
 - 6) その他
一般船舶等部外者からの問い合わせに対応しなければならない。

6-4 対象工事

本業務の対象工事は、以下のとおりとする。

なお、本業務における安全管理室の着手日は令和7年5月12日からを予定している。なお、対象工事の進捗状況等により業務内容に変更が生じた場合、当局職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする（詳細は別紙-5による）。

対象工事件名	件数
令和6年度荻田港航路浚渫工事	1件

6-5 実施体制

- (1) 管理技術者の資格は、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」に規定する定めによるものとし、定めのないものについては、下表に示す何れかの資格を有する技術者であるものとする。

区 分	資 格 等
管理技術者	・技術士（総合技術監理部門（建設科目）または建設部門） ・博士（工学、理学、学術、商船学） ・海技士（航海部門免許5級以上） ・RCCM（港湾及び空港部門）（ただし、港湾関係の実務経験が3年以上ある者） ・APECエンジニア（Industrial、Civil、Structural） ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級技術者）

- (2) 土曜日、日曜日及び祝日に業務を行なうことが必要となった場合、当局職員より事前に管理技術者に通知するものとする。

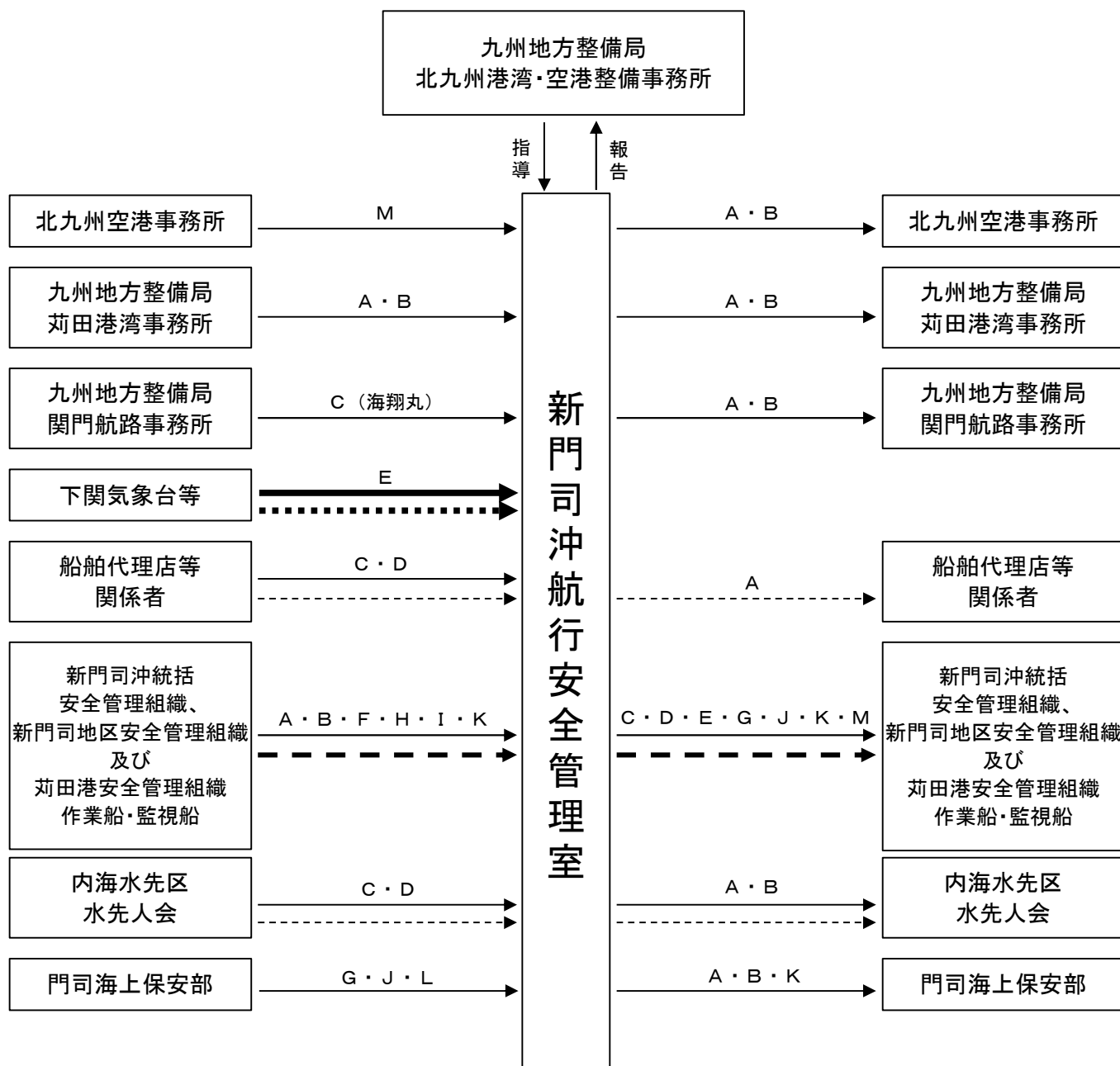
- (3) 本業務を円滑に実施するために、管理技術者のほか担当技術者を配置し、各種情報を速やかに収集及び伝達しなければならない。なお、統括的に業務を行う統括技術者を管理期間中に1名（海技士（航海部門免許5級以上）の資格を有する者）配置するとともに、統括技術者の下で業務を行う担当技術者（荻田港航路浚渫工事1名）を配置するものとする。担当技術者については、以下に示すいずれかの資格を有する技術者であるものとする。

区 分	資 格 等
担当技術者	・技術士（総合技術監理部門（建設科目）または建設部門） ・博士（工学、理学、学術、商船学） ・海技士（航海部門又は機関部門、通信部門、電子通信部門） ・RCCM（港湾及び空港部門）（ただし、港湾関係の実務経験が3年以上ある者） ・APECエンジニア（Industrial、Civil、Structural） ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級技術者） ・小型船舶免許（2級以上）

7. その他

- (1) 本業務の実施にあたり、受注者は新門司沖航行安全管理室を使用するものとする。また、担当技術者は、別件；令和6年度新門司沖航行安全管理業務（第2次）（以下、「別件業務」という）の管理技術者の元、業務を実施するものとする。なお、別件業務を行わない日は、当該業務で管理技術者を計上するものとし、費用については、工期末日までに契約変更を行うものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、一般航行船舶に対する指示、監視船に対する指揮・命令の権限は与えないものとする。
- (3) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、当局職員と協議するものとする。
- (4) 当局職員からの不適切な指示を受けたと思料される場合の対応
受注者は、業務履行中及び業務完了後において、調査職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示や請求を受けたと思料される時は、当該調査職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面によりその旨を報告することができる。
- (5) 契約内容の変更手続きについて
本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。
- (6) 設計変更等について
設計変更等については、業務契約書第18条から第26条及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書本編1-23から1-25などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」（国土交通省港湾局）を参考とするものとする。

別件；令和6年度新門司沖航行安全管理業務（第2次） 概要図



A	作業予定(作業計画)
B	作業実施状況
C	船舶情報
D	岸壁離着岸情報
E	気象・海象情報
F	現場の気象・海象情報
G	航行制限情報
H	灯浮標等、関連設備情報
I	付近運航船舶情報
J	曳航届等曳航船情報
K	海難情報(現場海域)
L	海難情報(現場周辺海域)
M	運航情報

TEL	————→
FAX	-----→
ラジオ・テレビ	————→
VHF受信	- - - - -→
インターネット	→

情報収集及び情報提供記録簿

番号	時刻	収集元	方法	内 容	時刻	伝 達 先	方 法
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

作業現場付近通航船舶状況表

令和 年 月 日 ()

新門司沖航行安全管理室

	フェリー	自動車運搬船	タンカー	貨物船	※ 官公庁船	※ 特殊船等	※ その他	合 計
～ 500 GT 未満								
500 ～ 1000 GT 未満								
1000 ～ 5000 GT 未満								
5000 ～ 1万 GT 未満								
1万 GT 以上								
合 計								

摘 要

※ 官公庁船等：自衛艦、巡視船、警察艇等の官公庁が所有する船舶（海翔丸を除く）をいう。

※ 特殊船等：浚渫船（海翔丸を含む）、クレーン船、作業船等をいう。

※ その他：漁船等その他の船舶をいう。

令和7年度 苅田港航行安全管理業務

◆航行安全管理業務（予定）

■担当技術者

令和7年

5月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	小計	累計	備考
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
昼間 (日)													○	○							○	○	○	○	○								7.0	7.0	
時間外 (時間)													2.0	2.0						2.0	2.0	2.0	2.0	2.0								14.0	14.0		

6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	小計	累計	備考
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
昼間（日）		○	○	○																											3.0	10.0	
時間外（時間）		2.0	2.0	2.0																											6.0	20.0	

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	小計	累計	備考
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		0.0	10.0	
時間外																																0.0	20.0	

凡 例

○：海上作業実施日

苅田港

【昼間】 10.0日（8時～17時、内休憩1時間） 時間外勤務時間 20.0時間